



週間情報



No.0713

発行日 令和7年4月8日

発行所 全国消防長会
一般財団法人全国消防協会

担当 企画部企画課 03-4500-6622

消防本部の動き

訓練

◆ 「取手市消防本部特別救助隊ロープレスキュー研修」を実施

取手市消防本部（茨城）

取手市消防本部では、令和7年3月13日（木）、14日（金）の2日間、令和6年度救助工作車更新に伴い、救助体系をロープレスキューへ一本化することを目指し、「取手市消防本部特別救助隊ロープレスキュー研修」を実施しました。

当日は、岡山県総社市消防本部の林田章宏氏を講師としてお招きし、オープンマインドと基礎の重要性についてご講義いただきました。

また、実技では、各救助隊の低所・高所からの救出活動に対する評価と助言をいただいたほか、ハイレイン（中州救助）などについて、熱意溢れる指導をいただきました。

今後も、安全・迅速・確実な救助活動のため、本研修で得た知識・技術を日々の活動と訓練に生かすとともに、リスタートする志で取り組んでまいります。



【実技の様子】



【実技後の記念撮影】

◆ 建設業者と合同で土砂災害対応訓練を実施

豊中市消防局（大阪）

豊中市消防局では、令和7年3月14日（金）、地元建設業者と合同で、土砂災害対応訓練を実施しました。

この訓練は、局地的豪雨などにより各地で発生している土砂災害に備えるため、これまで当消防局で培ってきた土砂埋没救助の手法に加え、同建設業者保有の重機を災害初期に活用できる体制を構築することを目的として実施したものです。

当日は、重機の特性と安全かつ効果的な掘削作業要領を確認した後に、重機と連携した土砂災害時における段階別検索活動を行い、同建設業者と重機に関する共通認識を持つことで迅速な救出活動につながることを再認識しました。

今後も、あらゆる災害に対応するため、関係機関との連携強化を図るとともに、地域の安全確保に努めてまいります。



【訓練の様子】

◆ 令和6年度署内救助展示訓練を実施

久米島町消防本部（沖縄）

久米島町消防本部では、令和7年3月18日（火）、19日（水）の2日間、令和6年度署内救助展示訓練を実施しました。

この訓練は、安全かつ迅速な救助活動（倍力システム）を検証するとともに、一人一人がロープレスキューに関する知識と技術の習得と情報共有を図り、要救助者への充実した対応につなげることを目的として実施したものです。

当日は、低所および高所からの救助を想定した訓練において、ロープレスキューの資機材を活用した登はん、降下、救出要領を取り入れながら活動しました。

今後も、組織全体で実践的な訓練を継続し、救助対応能力の向上に努めてまいります。



【訓練の様子】

研 修

◆ 消防用設備等研修を実施

枚方寝屋川消防組合消防本部（大阪）

枚方寝屋川消防組合消防本部では、令和7年3月13日（木）、株式会社初田製作所にご協力いただき、消防用設備等研修を実施しました。

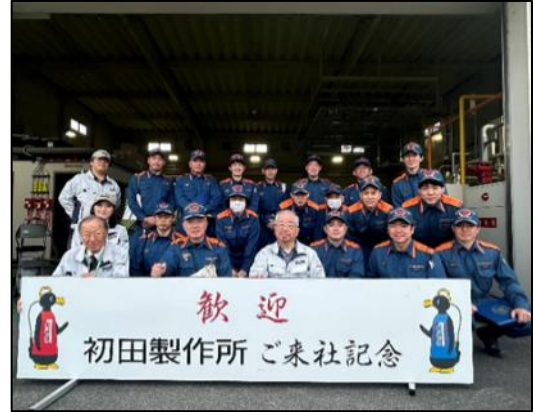
この研修は、消防用設備等の作動状況を確認するとともに、仕組みについて理解を深め、「消防法第17条の3の2」の規定に基づく検査の指導などに生かすことを目的として実施したものです。

当日は、本部予防指導課、保安対策課、各署予防課から17人の職員が参加し、スプリンクラー設備や屋内消火栓設備の作動状況を確認したほか、同製作所の職員から構造や仕組みについてご説明いただき、大変貴重な経験となりました。

今後も各種研修を継続し、職員の能力の向上に努めてまいります。



【研修の様子】



【研修後の記念撮影】

◆ 救急隊員研修会を実施

甘木・朝倉消防本部（福岡）

甘木・朝倉消防本部では、令和7年3月14日（金）、19日（水）の2日間、職員研修の一環として、救急隊員研修会を実施しました。

この研修会は、遭遇する機会が少ない中で救急隊員の関心が高い「産科救急」に関する知識・技術の向上を図ることを目的として実施したものです。

当日は、久留米大学医学部産婦人科講座の堀之内崇士氏を講師としてお招きし、「救急活動時における出産時の対応」についてご講義いただきました。

研修会を通じて、分娩対応や新生児仮死対応などについて学ぶことができたほか、産科救急に対する不安要素や疑問点などを解消することができ、今後の救急活動に生かせる大変有意義な研修会となりました。



【講義の様子】



【実技の様子】

◆ 「令和6年度救急隊員研修会」を開催

熊谷市消防本部（埼玉）

熊谷市消防本部では、令和7年3月24日（月）、「令和6年度救急隊員研修会」を開催しました。

この研修会は、傷病者や関係者などに対する適切な対応能力の向上を図ることを目的として開催したものです。

当日は、外部講師をお招きし、「平成・令和のコミュニケーションスキル」をテーマとして、現代社会で求められる対話力や注意点などについて、実践的にご指導いただきました。

研修会を通じて、価値観の多様化、SNSの発展、めまぐるしく変化する社会環境に適応したコミュニケーションスキル、相手に合わせた言語表現と聴く力がなければ対話が成立しないことについて学ぶことができ、大変有意義な研修会となりました。

今後も、研修会で学んだことを救急現場において生かし、円滑な対話を心がけながら迅速かつ安全な搬送に努めてまいります。



【研修会の様子】

その他

◆ 「浅草防災フェア2025」を開催

東京消防庁（東京）

東京消防庁浅草消防署では、令和7年3月8日（土）、「浅草防災フェア2025」を開催しました。

当日は、雪のちらつく寒さの中、昨年度を上回る約400人が来場し、初期消火や応急救護などを体験する家族連れで大変賑わいました。

また、企業や町会などとコラボレーションし、明治安田生命保険相互会社と救急医務課による「＃7119広報」コーナーや、台東区蔵前一丁目町会長を講師とした「火の用心ミニ凧作り」コーナーなどを設け、来場者が身近に消防を感じていただきながら楽しむ姿を見ることができました。

公式アプリを活用したアンケートでは、「キュータと会えて嬉しかったです。」「応急救護が体験できて有意義でした。」との声が届いており、幅広い世代に消防への興味・関心を高める広報活動を行うことができました。



【イベントの様子】

◆ 保育施設で煙避難訓練を実施

加古川市消防本部（兵庫）

加古川市消防本部では、令和7年3月14日（金）、春季全国火災予防運動の一環として、管内の保育施設において、煙避難訓練を実施しました。

当日は、園舎内にスモークマシンの煙を充満させ、視界が悪い環境下において避難訓練をブラインド型で実施し、施設職員は突然鳴りだしたベルの音に戸惑いながらも、懸命に自衛消防活動を行い、迅速かつ的確に避難することができました。

施設職員から「日ごろ園内で実施する消防訓練では気付かなかった課題が見つかってよかったです。」との感想を聞くことができました。

今後も、さまざまな訓練を計画し、災害に強いまちづくりと火災予防に努めてまいります。



【避難訓練の様子】

◆ 火災予防合同パレードを実施

横須賀市消防局（神奈川）

横須賀市消防局では、令和7年3月16日（日）、横須賀市北郷地区消防分団および防火・防災クラブと火災予防合同パレードを実施しました。

北郷地区では、5消防分団と4防火・防災クラブが、地域の安全・安心の確保と家庭から火を出さないことを目的として活動しています。

当日は、年末から今年にかけて火災が多発していることから、消防車両と消防分団車両が隊列を組みながら地域全体に対して火災予防を呼びかけ、同消防分団および同クラブとの連携力を地域にアピールすることができました。

今後も、同消防分団および同クラブと連携した活動を継続し、地域と家庭の安全・安心の確保に努めてまいります。



【火災予防合同パレードの様子】



【記念撮影】

◆ 支援車Ⅱ型・Ⅲ型を配備し運用を開始

志太広域事務組合志太消防本部（静岡）

志太広域事務組合志太消防本部では、令和7年3月26日（水）、支援車Ⅱ型・Ⅲ型を配備し、運用を開始しました。

この車両は、熱海市伊豆山土石流災害と令和6年能登半島地震における応援出動の際に、さまざまな活動障害があったことから、その検証結果を車両仕様に反映し配備したものです。

支援車Ⅱ型は、コンテナの拡幅機能と内部に空調設備を備えているため、指揮本部の設置や隊員の宿営スペースなどを確保することができ、厳しい環境下でも安定した消防活動を可能とします。

今後も、導入された車両を有効に活用し、住民の負託に応える組織の構築に努めてまいります。



【支援車Ⅱ型】



【支援車Ⅲ型】

◆ 消防予防技術エキスパート認定制度を開始

福山地区消防組合消防局（広島）

福山地区消防組合消防局では、令和7年4月1日（火）、消防予防技術エキスパート認定制度を開始しました。

この制度は、高度な予防技術・知識がある職員の育成と予防分野における組織力の向上を図るとともに、査察などを通じて住民に安心感と信頼感を与えながら予防行政の推進を確実にを行い、火災予防啓発につなげることを目的として開始したものです。

消防予防技術エキスパートは、一定の予防経験があるほか、予防技術検定の合格と危険物取扱者資格を取得した職員に対して認定するもので、取得資格に応じて、グランドエキスパート（黒）、ゴールドエキスパート（金）、シルバーエキスパート（銀）、ブロンズエキスパート（銅）の4つの種別にランク付けしています。

今後も、住民から信頼される組織づくりに取り組むとともに、住民の安全・安心の確保に努めてまいります。



【消防予防技術エキスパートのバッジ】

消防庁通知等

◆ **消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて**

(消防予第129号、令和7年3月26日)

消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第23条の消防機関へ通報する火災報知設備（以下「火災通報装置」という。）について、近年の携帯電話の機能及び普及率の向上並びに令和6年度消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会における検討結果を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととします。

—以下省略—

○ 全文は、消防庁ホームページ

(https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/250326_yobou_02.pdf) に掲載されています。

◆ **防災行政無線の屋外スピーカーの音達範囲向上等について（通知）**

(消防情第100号、令和7年3月27日)

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室長から各都道府県消防防災主管部長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

平素から、消防防災行政の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

防災行政無線等は、PUSH型の一斉通報手段であり、スマートフォン等を持たない住民へも情報を伝達することができるなどの特長を持つことから、災害時の主たる情報伝達手段として、消防庁ではその整備を推進しています。

このたび、消防庁では、豪雨時等において音声聞き取りづらい、広域をカバーするために多数の設備が必要といった、防災行政無線等の屋外スピーカーの課題を解決するため、令和6年度に防災行政無線等の屋外スピーカーの音達範囲向上等に関する検討会を開催し、検討を行いました。その結果、①高性能スピーカー、②了解度改善機能を有する音声合成技術、③了解度改善機能を有する子局設備を導入することが、屋外スピーカーの機能強化に資する改善方策として、確認されましたのでお知らせします。

—以下省略—

○ 全文は、消防庁ホームページ

(<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/20230327bojyou100.pdf>) に掲載されています。

(問い合わせ先)

消防庁 国民保護・防災部防災課

防災情報室

担当：池町、荷見、工藤、林、桐山

TEL：03-5253-7526

E-mail: bgm-boujo@ml.soumu.go.jp

◆ 危険物等に係る事故防止対策の推進について

(消防危第55号、令和7年3月28日)

消防庁危険物保安室長から各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

危険物施設等における事故防止対策については、消防庁が主催する「危険物等事故防止対策情報連絡会」(以下「連絡会」という。)において取りまとめられた、「危険物等に係る事故防止対策の推進について」(別添1)に基づき、毎年度、関係団体・機関で取り組むための留意事項等を定めた「危険物等事故防止対策実施要領」を策定し、関係機関が一体となった事故防止等を推進しているところです。

消防庁では、今年度も連絡会を開催し、「令和7年度危険物等事故防止対策実施要領」(以下「実施要領」という。)を別添2のとおり取りまとめました。(別添省略)

—以下省略—

- 全文は、消防庁ホームページ

(https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/250328_kiho_55.pdf)に掲載されています。

消防庁危険物保安室

担当：馬場、長嶺

TEL：03-5253-7524 (直通)

E-mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

◆ 危険物規制事務に関する執務資料の送付について

(消防危第56号、令和7年3月28日)

消防庁危険物保安室長から各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考としてください。
(別紙省略)

—以下省略—

- 全文は、消防庁ホームページ

(https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/250328_kiho_56.pdf)に掲載されています。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：三宅、渥美、小澤、宇野

TEL：03-5253-7524

mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

◆ 「有床診療所防火対策自主チェックシステム」の廃止について

(消防予第127号、令和7年3月28日)

消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

「有床診療所防火対策自主チェックシステム」については、平成25年に福岡市で発生した診療所火災を契機とし、「有床診療所防火対策自主チェックシステム」の運用開始について(平成26年3月31日付け消防予第142号)等により運用してきたところですが、同火災を踏まえて強化されたスプリンクラー設備の設置など、有床診療所に係る防火対策の整備が進んだことから、下記のとおり当該システムを廃止することとしましたのでお知らせします。

—以下省略—

- 全文は、消防庁ホームページ

(https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/250328_yobou_127.pdf) に掲載されています。

消防庁予防課 企画調整・制度・防災管理係
奥田違反処理対策官、辻係長、亀田総務事務官
TEL : 03-5253-7523
E-mail : fdma-yobouka119@soumu.go.jp

◆ 大規模倉庫における効果的な防火管理に関するガイドラインについて

(消防予第134号、令和7年3月28日)

消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

大規模倉庫における防火安全対策については、平成29年に埼玉県三芳町において発生した倉庫火災を踏まえ、消防庁では、「大規模倉庫における消防活動支援対策ガイドライン」を作成し、主に消防用設備等や建物構造などハード面に関する事業者の取組を促進してきたところです。また、その後発生した宮城県岩沼市(令和2年)、大阪市此花区(令和3年)など大規模倉庫の火災を踏まえ、事業者における防火安全対策の徹底を図ってきたところです。

—以下省略—

- 全文は、消防庁ホームページ

(https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/250328_yobou_134.pdf) に掲載されています。

消防庁予防課 企画調整・制度・防災管理係
奥田違反処理対策官、辻係長、亀田総務事務官
電 話 : 03-5253-7523
E-mail : fdma-yobouka119@soumu.go.jp

◆ 関係者不在の宿泊施設における防火安全対策ガイドラインについて

(消防予第135号、令和7年3月28日)

消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

近年、デジタル技術を用いて労働人口減少等の様々な課題の解決に取り組む社会的な動きが加速しています。宿泊施設においては、国内外からの宿泊者数が増加傾向にあり、自動チェックインや問い合わせのリモート対応等により、従業員等が常駐することなくサービスを提供する事業形態が見られるようになってきています。

一方、不特定多数の利用客が滞在する宿泊施設は、消防法において火災発生時の人命危険が高い施設として位置付けられ、過去にも死傷者を伴う火災が発生しているところであり、消火、通報及び避難をはじめとした初動対応が適切に行われない場合には、大きな人的被害につながるおそれがあります。

—以下省略—

○ 全文は、消防庁ホームページ

(https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/20250328_yobou135.pdf) に掲載されています。

消防庁予防課 企画調整・制度・防災管理係 奥田違反処理対策官、辻係長、安田総務事務官 電 話：03-5253-7523 E-mail： fdma-yobouka119@soumu.go.jp

◆ 「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）」の一部改正について

(消防予第139号、令和7年3月28日)

消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

消防法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第7号）による改正後の消防法施行令（昭和36年政令第37号）第8条関係、消防法施行規則及び排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（令和6年総務省令第25号）による改正後の消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第5条の2及び第5条の3関係並びに防火上有効な措置が講じられた壁等の基準（令和6年消防庁告示第7号）の運用については、「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」（令和6年3月29日消防予第155号。以下「155号通知」という。）により通知しているところです。

—以下省略—

○ 全文は、消防庁ホームページ

(<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/b10bd0856923c6fb8d61a392c4dbfa5f2c02c32c.pdf>) に掲載されています。

◆ バイオマス発電のため指定可燃物として木質ペレットを貯蔵等する施設における自主保安対策の資料送付について

(事務連絡、令和7年3月28日)

消防庁危険物保安室から各都道府県消防防災主管課、東京消防庁・各指定都市消防本部あてに事務連絡が発出されましたので、お知らせします。

近年、バイオマス発電のため指定可燃物として木質ペレットを貯蔵等する事業所（以下「関係事業所」という。）において火災が複数発生していることから、「バイオマス発電のため指定可燃物として木質ペレットを貯蔵等する施設における自主保安の徹底について」（令和6年2月20日付け消防危36号）を通知しているところです。

今般、消防庁が開催する「危険物等事故防止対策情報連絡会」において、別添1のとおり、「バイオマス発電のため指定可燃物として木質ペレット等を貯蔵等する施設における保安対策の調査等報告書」が取りまとめられましたので、関係事業所に対する自主保安の指導の参考としてください。（別添省略）

ー以下省略ー

○ 全文は、消防庁ホームページ

(<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/e020a91a7c1266dd2e7777ddff15959c8a4c2616.pdf>) に掲載されています。

消防庁危険物保安室

担当：千葉、馬場、長嶺

TEL：03-5253-7524

E-mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

◆ 救急業務のDX推進に係る消防本部担当者向け技術カタログの公表について

(消防救第75号、令和7年3月31日)

消防庁救急企画室長から各都道府県消防防災主管部(局)長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

救急業務におけるDX技術の導入は救急隊員の業務負担軽減に資するものであることから、より一層、消防本部におけるDX推進を図ることを目的として、救急業務のDX推進に係る消防本部担当者向け技術カタログ（以下、「技術カタログ」という。）を作成しました。

ー以下省略ー

○ 全文は、消防庁ホームページ

(<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/kyuuki04.pdf>) に掲載されています。

【問合せ先】消防庁救急企画室

金子補佐、日高係長、田中事務官、後藤事務官

電話：03-5253-7529（直通）

E-mail：kyukyuanzen@soumu.go.jp

◆ 消防用設備等に係る執務資料の送付について（通知）

（消防予第141号、令和7年3月31日）

消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただきますようお願いします。（別添省略）

—以下省略—

- 全文は、消防庁ホームページ

（<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/b019f9c1ef9177fb71ae4fad4157b3f3490e6dd7.pdf>）に掲載されています。

◆ ドローンによる消防防災力の強化に向けた取り組みについて（通知）

（消防消第85号、消防災第48号、令和7年4月1日）

消防庁消防・救急課長、消防庁国民保護・防災部防災課長から各都道府県消防防災主管部（局）長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

消防庁では、令和6年1月1日に発生した能登半島地震の教訓を踏まえた今後の対応について、「令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた今後の消防防災分野における推進事項について」（令和6年7月12日付け消防庁次長通知）を発出し、消防防災力の強化に向けて様々な取組を推進しているところであり、災害対策の手段としてドローンの活用を推進しています。

—以下省略—

- 全文は、消防庁ホームページ

（<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/4ee344ad913a8bfb8b754e66bace516a54e3a12e.pdf>）に掲載されています。

【消防担当】

消防・救急課警防係

高木補佐、鈴木係長、小関事務官

TEL：03-5253-7522

【防災部局担当】

国民保護・防災部防災課震災対策係

木村（聖）専門官、木村（将）係長、三原事務官

TEL：03-5253-7525

◆ 津波時の消防活動計画策定支援アドバイザー制度の創設について（通知）

（消防消第100号、令和7年4月1日）

消防庁消防・救急課長から各都道府県消防防災主管部（局）長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

平素より、消防行政の推進に御尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

消防庁では、津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画の策定を推進していくため、「津波時の浸水想定区域での活動を勘案した消防活動計画等の策定について」（令和6年12月16日付 消防消第410号）において、全国の消防本部の事例を踏まえた計画例を示し、計画の策定を行う際の留意事項等についてお示ししたところです。

—以下省略—

○ 全文は、消防庁ホームページ

（<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/20240401soumu2.pdf>）に掲載されています。

【担当】

消防庁消防・救急課警防係
高木補佐、鈴木係長、小関事務官
TEL：03-5253-7522（直通）
E-mail：keibou@ml.soumu.go.jp

◆ 災害応急対策を継続するための可搬式の燃料給油機の活用について（通知）

（消防災第52号、令和7年4月1日）

消防庁国民保護・防災部防災課長から各都道府県防災担当課長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

大規模災害が発生した場合には、迅速・的確な災害応急対策が求められるため、地方公共団体においては、災害応急対策を継続して行うことができるよう、災害発生時の燃料確保・供給体制を構築することが必要です。

令和6年能登半島地震においては、地震等の影響により、ガソリンスタンドが営業困難な状況となり、災害応急対策を行う車両に必要となる燃料が不足する等の課題が生じたところです。

—以下省略—

○ 全文は、消防庁ホームページ

（<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/eb44c9cc4d9606e5db37b335bce7b7d013d2fef7.pdf>）に掲載されています。

担当 消防庁国民保護・防災部防災課
震災対策専門官 木村（聖）
震災対策係 木村（将）、三原、青木
電話：03-5253-7525

◆ 緊急防災・減災事業債における地方公共団体の防災部局が整備する災害対応ドローンに係る事業の取扱いについて（周知）

（事務連絡、令和7年4月1日）

消防庁国民保護・防災部防災課、総務省自治財政局地方債課から各都道府県防災担当課、各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各指定都市防災担当課、各指定都市財政担当課あてに事務連絡が発出されましたので、お知らせします。

令和7年度地方債同意等基準（令和7年総務省告示第135号）等に定める緊急防災・減災事業のうち、地方公共団体の防災部局が整備する災害対応ドローンに係る事業については、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各都道府県及び指定都市におかれましては、適切に対処されるようお願いいたします。

ー以下省略ー

○ 全文は、消防庁ホームページ

（<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/bfafb0d68e06e9d4a988289a746b64fec00e2e09.pdf>）に掲載されています。

担当 消防庁国民保護・防災部防災課 震災対策専門官 木村（聖） 震災対策係 木村（将）、三原、青木 電話：03-5253-7525
--

◆ 緊急防災・減災事業債における災害応急対策を継続するための可搬式の燃料給油機の整備に係る事業の取扱いについて（周知）

（事務連絡、令和7年4月1日）

消防庁国民保護・防災部防災課、総務省自治財政局地方債課から各都道府県防災担当課、各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各指定都市防災担当課、各指定都市財政担当課あてに事務連絡が発出されましたので、お知らせします。

令和7年度地方債同意等基準（令和7年総務省告示第135号）等に定める緊急防災・減災事業のうち、災害応急対策を継続するための可搬式の燃料給油機の整備に係る事業については、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各都道府県及び指定都市におかれましては、適切に対処されるようお願いいたします。

ー以下省略ー

○ 全文は、消防庁ホームページ

（https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/20250101dokosuta_jimuen.pdf）に掲載されています。

担当 消防庁国民保護・防災部防災課 震災対策専門官 木村（聖） 震災対策係 木村（将）、三原、青木 電話：03-5253-7525
--

報道発表

◆ 「新技術を活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討報告書」の公表 (令和7年3月26日、消防庁)

屋外貯蔵タンクの維持管理の高度化、点検作業のスマート化に資するため、「新技術を活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討会」(座長：辻裕一東京電機大学教授)を開催し、新技術のうち渦電流探傷試験を活用した効果的な予防保全に関する調査、検討を行いました。

この度、調査検討報告書がとりまとめられましたので、公表します。

—以下省略—

- 全文は、消防庁ホームページ

(https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/2503026_kiho_1.pdf)に掲載されています。

＜問合せ先＞

消防庁危険物保安室 根本、伊藤、小川
TEL 03-5253-7524 (直通)

◆ 「可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会報告書」の公表 (令和7年3月27日、消防庁)

消防庁では、「可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会」(座長：松島均 日本大学生産工学部特任教授)を開催し、簡易サウナ(テント型サウナ・バレル型サウナ)について、その特性に応じた防火安全対策の検討を行いました。

このたび、報告書及び概要(別紙)を取りまとめましたので公表します。(別紙省略)

—以下省略—

- 全文は、消防庁ホームページ

(https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/250327_yobou01.pdf)に掲載されています。

【問い合わせ先】

消防庁予防課 川合、泉、倉田

TEL : 03-5253-7523 (直通)

E-Mail: yobouka-y/atmark/ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、「@」を「/atmark/」
と表示しておりますので、送信の際は、「@」
に置き換えてください。

◆ 「水素等のGX新技術に係る危険物規制に関する検討会報告書」の公表

(令和7年3月28日、消防庁)

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)において、「事業者によるGXの取組の環境を整備するため、水素等のGX新技術に関連する危険物規制の調査・見直し検討に取り組む」こととされました。

このことを踏まえ、消防庁では、安全の確保を前提に、水素等のGX新技術に関連する危険物規制のあり方等について検討しました。

この度、報告書がとりまとめられたので公表します。

—以下省略—

- 全文は、消防庁ホームページ

(https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/250328_kiho_1.pdf) に掲載されています。

＜問い合わせ先＞

総務省消防庁危険物保安室 千葉、三宅

TEL：03-5253-7524（直通）

E-mail：fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

◆ 「令和6年中の救急出動件数等（速報値）」の公表

(令和7年3月28日、消防庁)

令和6年中の救急出動件数等の速報値を取りまとめましたので公表します。

—以下省略—

- 全文は、消防庁ホームページ

(<https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/kyuki0328.pdf>) に掲載されています。

連絡先

救急企画室

担当：竹田補佐、門口係長、岡村事務官

電話：03-5253-7529（直通）

◆ 「令和6年度 救急業務のあり方に関する検討会 報告書」の公表

(令和7年3月31日、消防庁)

近年、高齢化の進展等を背景として、救急需要は増加するとともに、救急業務に求められるニーズは多様化しています。こうした中で、令和6年度救急業務のあり方に関する検討会を開催し、主に「マイナナンバーカードを活用した救急業務（マイナ救急）の全国展開に係る検討」及び「増加する救急需要への対策に関する検討」の2項目について検討を行いました。

この度、検討事項を報告書として取りまとめましたので公表します。

—以下省略—

- 全文は、消防庁ホームページ

(<https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/kyuki0331.pdf>) に掲載されています。

【連絡先】消防庁救急企画室

担当：安藤課長補佐・竹田課長補佐・

金子課長補佐・寺村救急専門官

電話：03-5253-7529（直通）

情報提供**◆ 令和7年度調査技術会議の実施について****消防庁消防研究センター****1 目的**

この会議は、各消防本部における様々な火災調査及び危険物流出等事故調査の事例を発表することにより、火災や事故の原因のみならず、火災調査や危険物流出等事故調査の進め方や行政反映方策などを共有し、全国消防本部の実務能力の向上を図ることを目的として実施するものです。

2 内容**(1) 消防研究センターの紹介（消防研究センター所長）**

消防研究センターで行っている業務内容、各消防本部への支援実施状況などに関する説明

(2) 事例発表（消防研究センター原因調査室の調整官、上席主任調査官又は主任調査官）

火災調査または危険物流出等事故調査に関連する科学的な知識、新たなる技術などについての発表

(3) 事例発表（各消防本部担当者）

各消防本部において実施した火災または危険物流出等事故に係る、調査や再現実験、見分のポイントなどに関する発表

3 開催会場及び開催日

開催地	会場	開催日
東京会場	三鷹市公会堂 光のホール (東京都三鷹市野崎1丁目1番1号)	令和7年 5月23日(金)
名古屋会場	伏見ライフプラザ 鯉城ホール (愛知県名古屋市中区栄1丁目23番13号)	令和7年 6月19日(木)
仙台会場	フォレスト仙台 (宮城県仙台市青葉区柏木1丁目2番45号)	令和7年 9月19日(金)
札幌会場	かでる2. 7 北海道立道民活動センター (北海道札幌市中央区北2条西7丁目)	令和7年10月16日(木)
大阪会場	大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター） (大阪府大阪市中央区大手前1丁目3番49号)	令和8年 1月30日(金)
福岡会場	福岡市健康づくりサポートセンター あいれふホール (福岡県福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号)	令和8年 2月19日(木)

4 申し込み方法

- (1) 消防研究センターのホームページに掲載されている参加申込書に必要事項を記入し、電子メールにて 各会場の申し込み期間内に消防研究センター原因調査室（メールアドレス：chousa2@fri.go.jp）まで送付してください。

－申し込み期間－

東京会場	令和7年 4月14日(月)	～	4月18日(金)
名古屋会場	令和7年 5月12日(月)	～	5月16日(金)
仙台会場	令和7年 8月12日(火)	～	8月15日(金)
札幌会場	令和7年 9月 8日(月)	～	9月12日(金)
大阪会場	令和7年12月22日(月)	～	12月26日(金)
福岡会場	令和8年 1月13日(火)	～	1月16日(金)

- (2) 希望者が各会場の募集定員を超えたときは、申し込み人数の多い消防本部の参加人数を調整させていただく場合があります。
- (3) 参加者の決定は、会議開催の約2週間前に各消防本部宛て電子メールにて通知します。

5 その他

火災調査および危険物流出等事故調査の発表事例を随時募集しておりますので、ご発表いただける方は、消防研究センター原因調査室までご連絡ください。

【お問い合わせ】消防庁 消防研究センター

火災災害調査部 原因調査室 押野・柴崎

電話：0422-49-9441 メール：chousa2@fri.go.jp

機関誌「ほのお」記事募集

一般財団法人全国消防協会では、機関誌「ほのお」に関して、各消防本部より次の投稿記事を募集しています。

①トップ・セカンド記事

②知識・技術の伝承—教えて！消防技術—

③女性職員の活躍推進

※①・②・③の執筆要領等の詳細は、週間情報（No.0617）1ページ、機関誌「ほのお」2024年4号（4/25発刊）29ページを参照願います。

TEL：03-4500-6622 機関誌「ほのお」担当：企画課 中西

原稿データは、kikakoho@fcj.gr.jpに送信願います。

④消防ワイド

【特徴】

- ・写真中心のビジュアルな広報
- ・紙媒体により記録性に優れる広報

【留意事項】

- ・文章は、Wordで100文字程度で作成をお願いします。
- ・写真は、Wordに貼り付けず、JPEG画像データを1枚送付してください。
- ・消防ワイド、週間情報の両方に投稿された場合、どちらか一方のみの掲載となります。

TEL：03-4500-6622 機関誌「ほのお」（消防ワイド）担当：企画課 中西・児嶋

原稿データは、honoo@ffaj-shobo.or.jpに送信願います。

ご投稿をお待ちしております。

※添付ファイルの容量が5MBを超える場合は、分割して送信願います。

週間情報への投稿は企画課へ！

週間情報では、各消防本部の身近な情報を掲載していますので情報をお寄せください。

【特徴】

- ・原則毎週刊行される、速報性のある広報
- ・文章中心の情報量が多い広報

【留意事項】

- ・配信日（原則火曜日）から前2週間以内のイベント、訓練等を中心に掲載しています。
- ・文章は、Wordで200～400文字程度で作成をお願いします。
- ・写真は、1～2枚をWordに貼り付けて送付してください。
（貼り付けできない場合は、JPEG画像データを送付してください。）
- ・週間情報、消防ワイドの両方に投稿された場合、どちらか一方のみの掲載となります。
- ・掲載が決定した場合のみ、担当者からメールを返信させていただきます。

TEL：03-4500-6622「週間情報」担当：企画課 木原

原稿データは、weekly@fcj.gr.jpに送信願います。